

船舶事故等調査報告書

平成21年1月29日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008神第46号	
事故等名	漁船第七勝栄丸乗組員負傷	
発生年月日時刻	平成20年1月21日 19時30分ごろ	
発生場所	北大西洋海上 北緯45° 30'、西経42° 13'	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年11月12日 神戸・地方事故調整官が海難報告書を精査し、船舶所有会社の船舶管理担当者に対し、事故の状況を電話聴取 11月13日 神戸・地方事故調査官が、同担当者に対し、事故に関する資料などを入手 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実		
船種・船名・総トン数	漁船 第七勝栄丸 410トン	
船舶番号	133315	
船舶所有者等	勝倉漁業株式会社	
乗組員等に関する情報	船長 三級海技士(航海)	
負傷者	インドネシア人機関員が右足を負傷	
損傷	船体、機関には損傷なし	
事故等の経過	本船は、北大西洋海上において操業中、平成20年1月21日19時30分ごろ、機関員が右舷船尾楼甲板の階段を船橋に向かって昇っていたところ、大波が甲板上に襲来し、階段のステップに右足を挟まれた。 当時、南西の風、風力4であった。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 次の可能性があると考えられる。 大波が甲板上に襲来したこと、機関員が身体のバランスを失ったこと、及び階段のステップに脚を挟まれたこと
原因	本事故は、機関員が階段を昇っていた際に大波が甲板上に襲来したため、スリップして身体のバランスを失い、階段のステップに脚を挟まれたことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	